

「プレチラクロール」及び「メフェナセット」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「プレチラクロール」については平成19年9月11日付け、「メフェナセット」については平成19年8月29日付けでそれぞれ魚介類に関する基準値設定の要請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

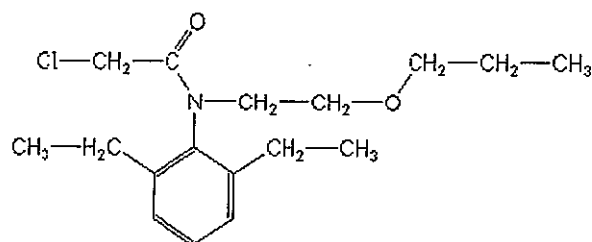
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) プレチラクロール

本薬は除草剤であり、平成19年9月現在、稲に農薬登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

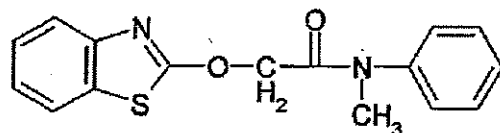
FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



(2) メフェナセット

本薬は除草剤であり、平成19年9月現在、稲に登録があり、米について食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回魚介類への残留基準の設定が申請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。